

## 5.10 廃棄物

### 5.10.1 工事の施行中

#### (1) 調査事項

調査事項は、表5.10-1に示すとおりとします。

表5.10-1 廃棄物における調査事項

区 分	調査事項
ア 予測した事項	計画道路の工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量並びに再利用量及び処理・処分方法
イ 予測条件の状況	—
ウ 環境保全のための措置の実施状況	<p><b>【予測に反映した措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に伴い発生する廃棄物は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日 国官総第122号・国総事第21号・国総建第137号）、「東京都建設リサイクル推進計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に従い、他の公共事業との調整を図りながら、極力、再資源化・再利用に努めます。</li> <li>・建設発生土については、総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整(利用調整会議)して、建設発生土の搬出時に他の公共事業(ストックヤードへの仮置きを含む。)への利用(工事間利用)や再利用センター(再利用機関)等に指定地処分するなど、建設発生土の有効利用に努めます。なお、発生土処分場に搬出する場合には受入先の受入基準の確認後に搬出することとします。</li> <li>・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、撤去路盤等については、再資源化施設などを活用し、再生品化を図るとともに、再生品を率先して利用するなど、再資源化・再利用に努めます。</li> <li>・ガードレール等の鉄製金属は、再資源化に努めます。</li> <li>・廃棄物については、産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行います。運搬の際にはマニフェスト制度に従い、適切に処理します。</li> </ul> <p><b>【予測に反映しなかった措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行うなど、廃棄物等の発生抑制に努めます。</li> <li>・既存道路内(歩道等を含む)に生育している樹木は、保全する計画とします。</li> </ul>

(2) 調査地域

調査地域は、計画道路とします。

(3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-2 に示すとおりとします。

表5.10-2 廃棄物における調査手法

	区 分	調査手法
調査時点 及び 調査期間	ア 予測した事項	建設廃棄物及び建設発生土を排出する期間としま す。
	イ 予測条件の状況	—
	ウ 環境保全のための 措置の実施状況	工事の施行中の随時とします。
調査地点	ア 予測した事項	計画道路とします。
	イ 予測条件の状況	—
	ウ 環境保全のための 措置の実施状況	計画道路とします。
調査方法	ア 予測した事項	現地確認及び関連資料の整理による方法とします。
	イ 予測条件の状況	—
	ウ 環境保全のための 措置の実施状況	現地確認（写真撮影等）及び関連資料の整理による 方法とします。